

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第38号 発行日：平成30年6月6日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

62年目の犠牲者慰霊式 しめやかに

水俣病の公式確認から62年を迎えた、平成30年5月1日午後1時30分、熊本県水俣市のエコパーク水俣の慰霊碑前で犠牲者慰霊式が開かれました。患者や遺族ら約650人が、小雨の中、黙祷を捧げて犠牲者の冥福を祈りました。

患者や遺族を代表して、金子親雄さん（66）が「一番苦しんだ人が一番幸せになれる。困難に負けずに強い心を持って生きることで、人に勇気を与える人生を歩んでいきます」と「祈りの言葉」を捧げました。

式に出席した中川雅治環境相は「国として拡大を防げなかったことを改めてお詫び申し上げる」と謝罪し、「将来にわたり安心して暮らしていく社会を実現しなければならない。責任をもって水俣病問題に取り組んでいく」と述べました。熊本県の蒲島郁夫知事は、「県として対応がもっと早く行っていればと悔やまれる。県民を守るべき知事として後悔と申し訳なさでいっぱいであり、現在もなお苦しんでおられる方々に知事としてお詫び申し上げます」と謝罪し、「熊本県は被害者ご本人やご家族に最大限の支援を行う」とし、「被害に遭われた方が自分の家族だったら、自分の子だったらどうするか、という思いで、解決に向けて全力で取り組みたい」と述べました。

また、地元の小・中学生を代表して、多久島梨央さんが「自分のことと捉え、目をそらさず、犯した過ちを心から償わなければならない。二度と悲しい思いをしないように具体的に行動していく」と誓いました。

【チッソ「救済終わった」暴言、謝罪・撤回】

慰霊式終了後、記者らの質問に答えたチッソの後藤舜吉社長は、水俣病特別措置法（特措法）に基づく子会社 JNC の株式売却を「救済の終了」まで凍結するとした特措法の規定についてきかれ、「特措法で可能な限り救済した。私としては終わっている」と発言しました。これに対し、売却を承認する権限を持つ中川雅治環境相は、慰霊式後の記者会見で「患者認定申請や裁判が続いており、『救済の終了』と言いがたい。現時点で承認できる状況にない」と述べました。蒲島郁夫県知事も、記者会見において中川雅治環境相に同調したとのことです。

この後藤社長の発言を受け、同月9日、水俣病被害者・支援者連絡会は、熊本県水俣市のチッソ本部を訪ね、後藤社長に発言の撤回と辞任を求める要望書を提出して、後藤社長の発言に抗議しました。要望書では、「被害者を無視し、チッソと被害者、地域、住民との関係を断ち切る暴言」だと後藤社長の発言を断罪しました。

同月18日、チッソは、後藤社長の発言を撤回し、謝罪しました。水俣病被害者・支援者連絡会のメンバー9人が、熊本県水俣市のチッソ水俣本部を訪問したところ、新井次郎事務部長が「言葉足らずを反省し、不安と不快の念を与えた発言を撤回する」とした後藤社長名の文書を読み上げました。他方で、社長の進退については、「責任を全うする」と続投することを明らかにしました。連絡会側は、「どの部分に問題があったと認識しているのか分からない」「発言は、後藤社長の本音だ」と批判せざるを得ない内容でした。

【水俣病認定制度を考えるつどい】

平成30年4月30日、水俣病被害者・支援者連絡会によるつどいが水俣市公民館で開催され、市民ら120名が参加しました。

つどいでは、水俣市内で水俣病被害者を診察している山田クリニックの池田晃章理事長と神経内科リハビリテーション協立クリニックの高岡滋院長が講演を行いました。高岡医師は、国が示した認定における52年判断条件が、「患者切り捨てを進め、水俣病医学をゆがめてきた」と指摘しました。



【東京原告団総会】

平成30年4月22日、ノーモア・ミナマタ第2次東京訴訟原告団の総会が開かれ、原告、弁護団、支援者など32人が参加しました。

土田絹子原告団副団長の開会の挨拶に続いて、東京支援者連絡会・サポーター旦木美幸副団長が挨拶しました。

水俣病不知火患者会を代表して、元島市朗事務局長が水俣病のたたかひの歴史に触れながら、「簡単に勝てるたたかひではないが、被害があることは事実」と述べ、みんなで団結して頑張ることの必要性を訴えました。

尾崎俊之弁護団長は、裁判の現状と今後の展望について報告しました。裁判所で東京原告団が裁判所の都合で分断されていることを報告しました。

吉竹直行原告団長は、「自分たちは支援の人たちの支えでたたかえている。

原告自らが先頭に立つ必要がある。」と原告団の決意を述べました。



(吉竹原告団長の決意表明の様子)

【今後の予定】

- 6月6日～7日 公害被害者総行動デー
- 6月15日 近畿訴訟第13回弁論
- 7月20日 熊本訴訟第25回弁論
- 8月25日～26日 ミナマタ現地調査

とある弁護団員のヒトリゴト

昨年、第1子を出産しました。昨年の現地調査に参加した長女は、史上最年少(当職調べ)で、皆さんと共に「団結ガンバロウ!」をしました。母になり、水銀汚染や水俣病について、また違った視点で考えています。我々弁護団も、「被害を受けたのが、もし自分の家族ならば。」と知恵を絞って訴訟を進めていきます。(弁護団員・藤井祥子)

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

〒860-0041 熊本市中央区細工町4丁目30-1

扇寿ビル5階 熊本共同法律事務所内(担当 永野)

電話 096-355-5376 F A X 096-355-5378

H P <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索